

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「別表第一の十三の項」を「別表第一の十四の項」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「別表第一の二十六の項1」を「別表第一の二十七の項1」に改め、同条第二項中「別表第一の二十六の項11から13まで及び15」を「別表第一の二十七の項11から13まで及び15」に改め、同条第三項中「別表第一の二十六の項18」を「別表第一の二十七の項18」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「別表第一の二十九の項」を「別表第一の三十の項」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「別表第一の三十の項」を「別表第一の三十一の項」に改める。

別表第一中「別表第一の二十六の項1」を「別表第一の二十七の項1」に改める。

別表第二の三の項中「別表第一の二十四の項54」を「別表第一の二十五の項54」に改め、同表の四の項中「別表第一の二十九の項11」を「別表第一の三十の項11」に改め、同表の八の項中「別表第二の十四の項6」を「別表第二の十六の項6」に改め、同表の九の項中「別表第二の十六の項」を「別表第二の十八の項」に改め、同表の十の項中「別表第二の十八の項12」を「別表第二の二十の項12」に改め、同表の十一の項中「別表第二の三十五の項2」を「別表第二の三十八の項2」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。